

持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、 科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書（案）

新型コロナ感染拡大の深刻な状況の中、今年に入ってから「緊急事態宣言」が繰り返されています。大阪でも、地域と制限時間の変更を伴いながら半年に渡る営業時間短縮要請が出され、飲食店を始め事業者へ重大な影響が広がっています。

事業所等や個人事業主は、長引く苦境を何とか持ちこたえるために、事業内容の工夫やオンラインの活用など、自らの努力を最大限に発揮しているものの、協力金の支援対象でありながら5か月経っても給付金が届かないなどの事態も起きており、1年半に及ぶ影響はすでに限界に達しています。さらに、協力金の支給対象となっていない事業所や文化・芸術団体、フリーランスなどは、事業継続の危機と生活苦に追い込まれています。

しかし、このような事態に至っているにもかかわらず、この間政府の実施している一時支援金や月次支援金は、対象範囲が限定され、給付額も少額で、あまりにも不十分と言わざるを得ません。全国知事会が繰り返し要望しているように、持続化給付金、家賃支援給付金などの再支給によるこれらの事業所、個人事業主の支援は喫緊の課題と言えます。

また、休業を要請するなら科学的根拠と十分な補償が必要です。そうでなければ、いくら時短営業や休業要請を繰り返しても感染拡大を防ぐ効果は期待できなくなります。

よって、以下の点について国による支援を強く要望します。

記

1. 持続化給付金、家賃支援給付金の再支給と対象拡大を行うこと。
2. 事業規模に応じた協力金を支給すること。
3. 文化・芸術団体、フリーランスを含む個人へ、用途を問わない特別給付金を支給すること。
4. 緊急事態宣言下で、科学的根拠のない休業要請や時短要請、客席減の要請・働きかけは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日
(日本共産党提出)